

堤かなめ衆議院議員(立憲民主党)による「学校でのフッ化物洗口」に関する質疑の一部

1 : 16 : 28

(堤かなめ議員)

もう一つは学校現場の問題です。ご存じのように多忙を極めています、教職員の皆さん。精神疾患によって病気休職する教職員の方が、毎年増加しているという状況は厚労省もご存じかと思えます。昨年5月23日の参議院文部科学委員会で、古賀ちかげ委員の質問に対し、文科省は「教職員がその業務を担う場合には、少なからず負担が生じる、と教職員の負担をお認めになっています。その一方で教職員の負担軽減に配慮するよう、都道府県の教育委員会等に対して依頼するという事に止まっています。しかしそもそも実施の必要性が薄い、という人たちが多いわけでありまして。そして、学校現場の負担が大きいフッ化物洗口は、実施を中止すべきであり、厚労省として新たな見解を示す時期に来ていると私は思いますが、いかがでしょうか。

(厚生労働省 浅沼一成医政局長)

学校等についてフッ化物洗口等集団で行うことにつきましては、個人の環境に寄らず等しく効果を得られやすいことから、公衆衛生学的にすぐれたむし歯予防対策であると認識しております。他方、議員ご指摘の通り集団でのフッ化物洗口の実施につきましては、学校現場の負担となる場合も考えられることから、その実施に際しました歯、職員を含む関係者の理解と協力を得た上で取り組みを進めていくべきものと考えているところです。

(堤かなめ議員)

実はですね、私の友人があるところで教育委員を長年やっておりました。その友人からお聞きしましたところ、学校現場としましては、本当にフッ化物洗口は負担が大きくて止めて欲しい、というところが本当に多いと……。だけれども実はこれを止めると、学校歯科医を派遣してもらえなくなる、ということで、続けざるを得ない、という意見も聞いております。実際そういうことがあるのかどうかも含めて、ぜひ調査をして頂いて、こういった厚労省としても文科省と協力をして、本当にこれが必要なか、必要なものであれば、どんなに忙しくてもやる、という先生たちもいるわけですが、でもそうじゃないんじゃないか、という人たちの意見もたくさんあるわけですね。それをもっと真摯に、何か頑ななイメージを持つんですけども、そういう時代ではない。ま、スウェーデンでも止めていますし、いろんなところでやってたところが、時代が変われば必要な公衆衛生学的な手法も、私は変わってくると思います。ぜひですね、文科省のご意見もよく聞いて頂いて、再検討して頂く時期に来ているんじゃないかと思えます。

本当に学校現場の皆さんから、そういう声ずっと、私県議の時代10年していましたが、聞いて参りました。ぜひですね、その事も含めてお願いしたいと思えます。

もう一つですね、文科省にお聞きします。フッ化物洗口液という医薬品を希釈する行為、そしてその

医薬品を使って、子どもたちにうがいをさせる行為は、そもそも教育活動なのでしょうか。そしてそれは、教員の職務として認められているのか、それぞれについて、端的に正確にお答えください。

(文部科学省 浅野大臣官房学習基盤審議官)

お答えいたします。フッ化物洗口は、齲蝕の予防対策として効果的であると考えられることから、各自治体、学校の判断により実施されているものと承知しております。

フッ化物洗口を学習指導要領に基づき「体育科」における「口腔の衛生を保つ」ことや「特別活動」における「心身の健康の保持増進に関する指導」として実施する場合等においては、教育活動として位置づけられ、教員の職務になるものと考えられております。

いずれにしても、文部科学省としては、先生ご指摘のように先生方多忙を極めておりますので、可能な限り教職員の負担を軽減した形で実施することが重要であると考えており、学校においてフッ化物洗口を実施するにあたっては、民間業者の活用も含め、関係者間での適切な役割分担を検討し、教職員の負担軽減に配慮するよう、都道府県教育委員会に対し、依頼しているところでございます。

(YouTubeによる委員会中継から文字興ししたもの)